# 審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　農林水産部 生産者支援課

| 法令名 | 水産業協同組合法 | 法令番号 | 昭和 23 年法律第 242 号 |
|---|---|---|---|
| 手続名 | 地方公共団体等への貸付けの最高限度の認可（加工連） | 根拠条項 | 第１００条第１項（第１１条の７準用） |

| 審査基準 | 水産業協同組合法施行規則（平成５年政令第 328 号）第２条及び第８条の規定によることとする。 |
|---|---|

| 受付機関 | 生産者支援課 | 処理機関 | 生産者支援課 | 交付機関 | 生産者支援課 | 標準処理期間 | １月 | 目次No. | １４６ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 標準経由期間 | 日 | | |